

個人情報の提供に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）と防衛省自衛隊東京地方協力本部（以下「乙」という。）は、乙が行う自衛官の募集事務に必要とする個人情報（以下「募集対象者情報」という。）の提供に当たり、個人情報の適正な管理を確保するため、次のとおり覚書を締結する。

（募集対象者情報の提供内容等）

第 1 条 甲は、乙の指定する自衛官の募集対象者の氏名及び住所に係る情報を募集対象者情報として抽出し、新宿区長が別に定める方法により提供する。

2 甲は、乙に自衛官の募集対象者情報を提供することについて、ホームページ等で事前に周知し、募集対象者又はその代理人から募集対象者情報の提供を希望しない旨の申出があった場合は、乙への募集対象者情報の提供の前に、当該募集対象者情報から当該申出をした募集対象者に係る情報を削除するものとする。

（秘密の保持）

第 2 条 乙は、本件業務の遂行を通じて知り得た自衛官の募集対象者情報を、第三者に正当な理由なく開示又は漏えいをしてはならない。

（募集対象者情報を取り扱う者の限定）

第 3 条 乙は、募集対象者情報を取り扱う者を必要最小限の者に限定し、その者以外が募集対象者情報を取り扱うことがないように、適切な管理措置を講ずるものとする。

（返戻物の取扱い）

第 4 条 乙は、当該募集対象者情報を用いて発送した郵送物が住所不定その他の理由により返戻された場合には、当該返戻物を速やかに甲へ引き渡すものとする。

（禁止事項）

第 5 条 乙は、自衛官の募集対象者情報を募集事務以外に使用し、又はこれを複製してはならない。

（事故発生時における報告）

第 6 条 乙は、甲から提供された自衛官の募集対象者情報の紛失、破損、漏えい等が生じた場合、速やかに甲へ報告しなければならない。

（協議）

第 7 条 自衛官の募集対象者情報の提供に関し、この覚書に定めのない事項については、甲と乙との間で協議の上、これを定める。

（有効期間）

第 8 条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲又は乙から何らの書面による申出がないときは、期間の満了の翌日から 1 年間、この覚書の効力を延長するものとする。以降においてもまた同様とする。

(覚書の保管)

第9条 本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、甲と乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

甲：東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区長

吉住 健一

乙：東京都新宿区市谷本村町10番1号

防衛省自衛隊東京地方協力本部長

鹿子島 洋